

第61回 人権週間 12月4日～10日

「世界人権宣言」は、基本的な人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会において採択され、本年で61周年を迎えます。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、従来から「世界人権宣言」採択の12月10日「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めており、本年も、12月10日（木）までの1週間を「第61回人権週間」として、次の強調事項を定めています。

期間中、熊本県地方務務局阿蘇支局及び阿蘇人権擁護委員協議会では特設人権相談所開設のほか、阿蘇市では12月3日（木）に人権フェスティバルを開催します（本誌27ページを参照）。



平成21年度啓発活動重点目標

「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障がいのある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- さまざまな人権問題を認識し、偏見・差別をなくそう



あなたのケータイに安心をお届けます



熊本県防災情報 メールサービス開始！

配信する情報

気象警報・注意報

- 県内の警報や注意報を配信
- 種類を任意に選択できます
- 気象台から発表された時に配信

土砂災害警戒情報

- 土砂災害の危険性が高くなった場合に気象台から発表されます
- 情報は市町村毎に発表されます

竜巻注意情報

- 県内で竜巻発生危険性が高いと予測された時に配信します
- 発表情報は、1時間有効です

地震情報

- 県内で震度3以上の地震が発生した場合に配信されます
- 必要な震度（3～7）を選択可能

津波情報

- 県内の湾岸地域に「津波注意報や津波警報、大津波警報」が発表された場合に配信

火山噴火情報

- 阿蘇山に噴火警報が発表された場合に配信

河川水位情報

- 県内の河川水位観測局で、水位が基準値を超えた時に配信
- 避難判断水位・はん濫危険水位

《準備が整い次第配信予定》

- 避難勧告情報 → 市町村が避難勧告等を発表した場合に配信
- 危機管理などの情報 → 武力攻撃や人命などに危険がある場合に配信
- 防災に関する重大な情報 → 災害の危険性が高い場合などの事前呼びかけ等

熊本県防災情報
メールサービス
登録方法

★登録用ホームページ

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

携帯から読み取ってください→



登録用メール2次元バーコード

お問い合わせ先
● サービス全般に関すること
● 河川水位情報に関すること

熊本県 総務部 危機管理・防災消防総室
熊本県 土木部 河川課

☎ 096-333-2118
☎ 096-333-2511